精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へのお知らせ

Ｒ７年１月

広島県立総合精神保健福祉センター

■　令和７年４月１日から、JRグループにて精神障害者割引制度が導入されます。

■　割引制度の概要

（１）精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、介護者の方と一緒に利用する場合

①　手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類が必要です。

②　割引となる介護者は１名です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 対象となる乗車券類 | 割引率 |
| 第一種精神障害者の方と介護者の方 | ・普通乗車券・回数乗車券・普通急行券・定期乗車券（小児定期乗車券を除く） | ５割 |
| 12歳未満の第二種精神障害者の方と介護者の方 | ・定期乗車券（小児定期乗車券を除く） | ５割 |

（２）手帳をお持ちの方が１人で利用する場合

片道の営業キロが１００キロを超える場合に限られます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 対象となる乗車券類 | 割引率 |
| ・第一種精神障害者の方・第二種精神障害者の方 | ・普通乗車券 | ５割 |

■　対象者

　精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第一種または第二種の記載のあるもの）をお持ちの方。

※お手持ちの手帳が以下の場合、割引が適用とならないため、ご注意ください。

・旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額　第一種または第二種の記載がない手帳

・顔写真が貼付されていない手帳

・有効期限が切れた手帳

■　令和７年１月より前に交付された手帳で割引を受けるためには

　令和７年１月から市町の障害福祉担当窓口もしくは広島県立総合精神保健福祉センターで、お手持ちの手帳に次表の区分による旅客運賃減額のスタンプを押印することで割引が受けられるようになります。

|  |  |
| --- | --- |
| 割引の区分 | 手帳の区分 |
| 第一種 | １級 |
| 第二種 | ２級、３級 |

　なお、写真が貼付されていない手帳をお持ちの場合は、割引が適用されません。お手持ちの手帳に写真の貼付を希望される場合は、写真をご用意の上、お住いの各市町障害福祉担当窓口で再交付申請をしてください。

■　お問い合わせ先

　手帳の申請手続きについては、お住まいの各市町障害福祉担当窓口へお問い合わせください。

　詳しい割引内容については、JR各社へお問い合わせください。また、JR以外の私鉄運賃の割引については、各鉄道会社へお問い合わせください。